

細 則

1. 会 合
 1. 1. ITC-J 錦クラブの会合は、原則として名古屋観光ホテルにおいて第2火曜日午前10時30分に開会し、会合時間は2時間とする。
 1. 2. 年度最終の例会で役員就任式を行う。なお、8月は夏季休暇とする。
2. 会 費
 2. 1. 会員はクラブ年会費20,000円を8月1日から8月31日までに指定された金融機関口座に振り込む。
 2. 2. 当日ゲスト会費（登録費）は500円とする。
 2. 3. 途中入会の正会員は、ITC-J 年会費、カウンスル年会費については、それぞれ ITC-J 細則、カウンスル No. 1 細則に従って納める。また、クラブ年会費として、1月31日までに入会した者は全額を、2月1日以降に入会した者は半額を納める。
 2. 4. 納入した会費は、原則として返金しない。
3. 旅 費
 3. 1. ITC-J 大会への派遣員、カウンスルへの派遣員が、それぞれ遠隔地の ITC-J 大会、カウンスル会合に出席する場合には、新幹線の乗車券および特急券の実費が支給される。
 3. 2. 遠隔地のスピーチコンテストに出場するスピーカーには、新幹線の乗車券および特急券の実費が支給される。
4. 新入会員の入会手続き
 4. 1. 会員に紹介された者が、2回以上例会に出席した後、入会を希望した場合、紹介者は例会において推薦の言葉を述べ、クラブ会則に準じて入会を許可される。
5. 慶 弔
 5. 1. 会員本人の慶事に対しては祝意を表し、お祝いを贈る。
 5. 2. 会員の病気、不幸などに際しては、お見舞いあるいはお供えを贈る。
6. 表 彰
 6. 1. 1 期間クラブ会合に皆出席の会員は最終の例会において表彰される。但し役員は除く。
 6. 2. 会員が当クラブ例会日に開催される他の ITC-J の会合に任務のために出席する場合は、クラブの承認を得て当クラブ例会を出席の扱いとする。
7. 修正または取り消し
 7. 1. これらの細則を修正または取り消す場合には、前もって提出のない場合にはクラブ会合の2/3の賛成が必要であり、前もって提出された場合には、過半数で可決されるものとする。

施行：2018年 5月15日 ITC-J 錦クラブ 41期

修正：2021年11月 9日 ITC-J 錦クラブ 45期